

株式会社ヴォルフアート
指定通所介護及び第1号通所事業事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社ヴォルフアートが開設する指定通所介護及び第1号通所事業事業所「デイサービスかみね」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

3 第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の従業者は事業対象者に、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図る。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、第1号介護予防支援事業を行う者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 通所介護及び第1号通所事業の事業を行う事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|--------------------|
| 一 名 称 | デイサービスかみね |
| 二 所在地 | 埼玉県川口市安行領根岸1260番 |
| 三 事業単位 | 1単位 |
| 四 定 員 | 27人（通常規模型/通所型サービス） |

(主たる事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

三 看護職員 2人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

四 介護職員 3人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

五 機能訓練指導員 2人以上（看護職員が兼務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

六 事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

七 運転手

運転手は、利用者の送迎のほか、通所介護及び第1号通所事業の提供に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日及び祝日とする。

(ただし12月31日から1月3日を除く。)

二 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

三 サービス提供時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所介護及び第1号通所事業の留意事項は次のとおりとする。

一 指定通所介護及び第1号通所事業の提供に当たって

は、次条第1項に規定する通所介護計画又は第1号通所事業に係わる計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

二 通所介護従業者は、指定通所介護及び第1号通所事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、

サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定通所介護及び第1号通所事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応

し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定通所介護及び第1号通所事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所介護計画及び第1号通所事業に係わる計画の作成）

第7条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画又は第1号通所事業に係わる計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の通所介護計画及び第1号通所事業に係わる計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 通所介護計画及び第1号通所事業に係わる計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係わるケアプランが作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画及び第1号通所事業に係わる計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

（指定通所介護及び第1号通所事業の利用料及びその他の費用の額）

第8条 指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は市が定める基準によるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

ア 片道概ね7キロ未満 500円

イ 片道概ね7キロ以上 700円

二 食費 1食当たり450円

三 おやつ代 50円

四 おむつ代 実費

五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、川口市、蕨市、草加市、さいたま市（緑区、南区、岩槻区、浦和区）、越谷市、戸田市、東京都足立区の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 サービスの利用に当たって、主治の医師からの指示事項等がある場合には、申し出ること。

2 利用に当たって、体調不良等によって通所介護及び第 1 号通所事業に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 指定通所介護及び第 1 号通所事業の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（非常災害対策）

第 12 条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 13 条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上

- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社ヴォルフアート代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待に関する事項)

第18条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る
- ② 虐待の防止のための指針を整備する
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成17年6月1日施行する。

令和4年11月1日改定する。